

防災資機材の購入費を補助します

上越市防災資機材整備補助金

能登半島地震を踏まえ、町内会における防災活動を支援するため、災害時の避難や訓練に必要な防災資機材を購入する費用を補助します。

○補助対象 町内会が防災資機材の購入に要する経費



(例)避難支援用品 … 車いす、リヤカー、担架
情報伝達用品 … トランシーバー、拡声器、ラジオ
生活用品 … 毛布、暖房器具、段ボールベッド
訓練用品 … テント、発電機、投光器 など

○補助金額 補助対象経費の**3/4**（1,000円未満切捨）
※町内会の世帯数※に応じた額を上限額とします。

世帯数区分	補助上限額
100世帯未満	10万円
100世帯以上500世帯未満	20万円
500世帯以上	30万円

※ 4月1日時点の世帯数

(例)80世帯の町内会が12万円の防災資機材を購入する場合 … 9万円補助

○受付 令和8年1月30日（金）までに市民安全課
又は各総合事務所へ提出ください。

- 補助金の交付は、1団体につき1回となります。
(令和6年度に利用された団体は申請できません。)
- 購入後の申請は認められませんので、必ず購入前に申請してください。
- 次の費用は補助の対象外です。
 - ・消費されるものや使用期限が決まっているもの
 - ・町内会以外の者が使用するもの
 - ・中古品の購入
 - ・個人宅に設置されるもの
 - ・備品以外の経費（修理、撤去にかかる費用や食糧費等）



市ホームページは
こちら

申請書提出先

市民安全課(上越市木田1-1-3 市役所木田第一庁舎4階)又は各総合事務所に、持参または郵送で提出してください。申請書の様式は、提出先にあるほか、市のホームページからダウンロードできます。

補助金交付までの手順

補助金交付申請 (注) 必ず補助事業を実施する前に申請してください。

【提出書類】

- ・ 交付申請書 (第1号様式)
- ・ 事業計画書
- ・ 見積書の写し
- ・ 資機材が特定できる資料 (カタログ等)
- ・ 資金収支計画書 (補助金の概算払い請求をする場合)

補助金交付決定通知書受取

○概算払請求なしの場合

○概算払請求ありの場合

【提出書類】

請求書、委任状 (別の債権者へ振り込む場合)
振込先の確認できる書類 (通帳の写し等)

市から補助金の概算支払い

指定口座へ振込

事業の着手 (資機材の購入)、納品確認、業者への支払い

実績報告

【提出書類】

- ・ 実績報告書 (第3号様式)
- ・ 領収書の写し (明細書付)
- ・ 防災資機材の配備後の写真

実績報告・精算

【提出書類】

- ・ 実績報告書 (第3号様式)
- ・ 領収書の写し (明細書付)
- ・ 防災資機材の配備後の写真

補助金交付確定通知書受取

請求

【提出書類】

- ・ 請求書、委任状 (別の債権者へ振り込む場合)、振込先の確認できる書類 (通帳の写し等)

補助金の支払い